

# 農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱

令和3年3月30日付け 2農振第2707号  
最終改正 令和8年4月7日付け 7農振第2971号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

} 殿

農林水産事務次官

## 第1 目的

津波対策緊急事業（以下「本事業」という。）は、津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱え、津波避難に資するソフト対策に取り組む箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波対策を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ることを目的とする。

## 第2 事業の内容

本事業の内容は、堤防、護岸等の海岸保全施設の新設又は改良（防護ラインの見直しと併せて行う既存施設の撤去を含む。）を対象とする。

## 第3 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

## 第4 事業計画

### 1 津波対策緊急事業計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、津波対策緊急事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

### 2 事業計画の内容

事業計画は、以下に掲げる事項を記載するものとする。なお、おおむね10年以内に成果目標の達成を見込んでいることを踏まえ、適切な工期を設定するものとする。

- (1) 海岸の概要
- (2) 事業の概要
- (3) 津波避難に資するソフト対策の取組状況
- (4) 農地の状況
- (5) 計画の内訳
- (6) 成果目標
- (7) 費用対効果
- (8) その他参考となる事項

### 3 事業計画の同意

- (1) 海岸管理者は、1及び2の規定に基づき作成された事業計画について、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他都府県にあっては地方農政局長をいう。）に協議し、その同意を得るものとする。
- (2) 地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、(1)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

### 4 事業計画の変更

3の規定は、事業計画の変更について準用する。

## 第5 事業の対象

本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、同法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。

- (1) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、津波到達までの予想時間が短く、甚大な浸水被害のおそれがあり、かつ、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。
- (2) 1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上の海岸であること。
- (3) 第4に規定する事業計画が策定されていること。
- (4) 事業計画に位置付ける総事業費が4億円以上であること。
- (5) 津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策であって、以下のいずれかに該当すること。
  - ア 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。
  - イ 同法に基づく津波災害警戒区域又は津波災害特別警戒区域が指定されていること。

## 第6 事業の実施

海岸管理者は、同意を得た事業計画に基づき、計画的かつ効率的に本事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

## 第7 国の補助金の交付

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

# 農地保全に係る津波対策緊急事業実施要領

令和3年3月30日付け 2農振第2708号  
最終改正 令和8年4月7日付け 7農振第2972号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

殿

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

農地保全に係る津波対策緊急事業の実施については、「農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱」（令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところにより、実施するものとする。

## 第2 事業の実施

- 1 要綱第4の3の同意を得るに当たっては、事業計画を作成の上、別記様式第1号により事業計画協議書（以下「協議書」という。）を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出された協議書を審査の上、事業を実施することが適当と認められるときは、事業計画に同意するものとする。

## 第3 事業計画の変更

- 1 要綱第4の4の事業計画の変更で同意を必要とするものは、次に掲げる場合とする。
  - (1) 施設の追加又は廃止
  - (2) 工期又は事業費の著しい変更
  - (3) 整備内容の著しい変更
- 2 要綱第4の4の事業計画の変更で同意を得るに当たっては、別記様式第3号により、事業計画変更協議書（以下「変更協議書」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された変更協議書を審査の上、その変更の内容が適当と認められるときは、当該変更同意するものとする。

## 第4 事業評価

事業評価については、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成14年12月18日付け14農振第1828号農林水産省農村振興局長通知）」によるほか、やむを得ず事業計画等を変更する場合には、原則として「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付け14農振第1906号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき事業評価を実施した上で、第3の事業計画の変更を行うものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地保全に係る津波対策緊急事業実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

(別記様式第1号)

津波対策緊急事業 事業計画協議書

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇

〇〇海岸等において、津波対策緊急事業を実施したいので、農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱(令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知)第4の3の規定に基づき、別紙 津波対策緊急事業計画書(別記様式第2号)により協議します。

(別記様式第2号)

## 〇〇海岸 津波対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	所管名	海岸管理者名				
沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合(%)			
	郡 町		国	都道府県	市町村	
	市 村				その他	
海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標				
		海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標	
対象地震名	津波避難に資するソフト対策の取組状況			農地の状況(注1)		
津波到達までの予想時間	津波防災地域づくり法に基づく推進計画		策定日	防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。		
地域中枢機能集積地区	津波防災地域づくり法に基づく津波災害(特別)警戒区域指定		指定日			
一連の防護区域内に立地している市町村役場、警察署、消防署、病院、緊急輸送道路等の施設を記述する。						
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費	千円			
	施設名	実施内容等	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性	
	合計					
費用対効果(億円)(注3)		その他参考となる事項				
B	C					B/C

※印:海岸延長とは、当該事業により津波対策等が実施された海岸線延長とする。

- 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面図、構造図等を添付) (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4) 海岸保全基本計画等の該当部分の写し

注1: 農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2: 1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注3: 実施要領第4事業評価の対象となる事業は、費用対効果を記載すること。

(別記様式第3号)

津波対策緊急事業 事業計画変更協議書

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇

〇〇海岸等において、津波対策緊急事業計画を下記のとおり変更実施したいので、農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱(令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知)第4の4の規定に基づき協議します。

記

1. 変更の理由

(注) 施設の追加は、当初事業計画策定後に実施する必要が生じた理由(緊急性等)について十分に整理すること。

2. 変更の概要

3. 添付書類

(1) 事業計画

(注) 1 別記様式第2号によるものとする。

(注) 2 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。

(2) 変更の理由を補足するための写真及び資料